

## 令和7年度特定健診実施率向上対策事業委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

国民健康保険における特定健康診査(以下「特定健診」という。)の実施率が60%に達していない宮崎県内市町村において、被保険者の健康の保持増進を図るためには、できる限り多くの被保険者の健康状態を把握し、保健事業につなげることが不可欠であることから、過去の健診受診歴や健診結果等のデータを活用し、特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診実施率の向上を図る。

### 2 委託の内容

令和7年度特定健診実施率向上対策事業委託仕様書による。

### 3 契約上限額

75,870,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

### 5 参加資格要件

- (1) 過去に他自治体等において同種事業を受託し、十分な成果をあげた実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本企画提案競技の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 下記ア、イのいずれかを取得していること。
  - ア ISO27001(ISMS 認証)
  - イ プライバシーマーク

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 公告                      | 令和7年2月20日(木)      |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切         | 令和7年2月26日(水) 午後5時 |
| (3) 事前説明会                   | 令和7年2月27日(木)      |
| (4) 質問等の締切                  | 令和7年2月28日(金) 午後5時 |
| (5) 質問等の回答                  | 令和7年3月4日(火)       |
| (6) 企画提案競技参加申込書及び実績調査票の提出締切 | 令和7年3月5日(水) 午後5時  |
| (7) 一次審査結果の通知               | 令和7年3月7日(金) までに   |
| (8) 企画提案書の提出締切              | 令和7年3月17日(月) 午後5時 |
| (9) プレゼンテーション(ヒアリング)        | 令和7年3月21日(金)      |
| (10) 二次審査結果の通知              | 令和7年3月24日(月) までに  |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会の開催

企画提案競技の実施にあたり、次のとおり説明会を開催する。

日 時：令和7年2月27日(木) 午前10時から

方 法：オンライン(Microsoft Teams 利用)

説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件とする。

#### ① 提出先

下記13を参照

#### ② 提出期限

令和7年2月26日(水) 午後5時

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)及び実績調査票(別紙3)を提出すること。

#### ① 提出先

下記13を参照

#### ② 提出期限

令和7年3月5日（水）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 一次審査（書面審査）

応募者多数の場合には、企画提案協議参加申込書（別紙2）及び実績調査票（別紙3）をもとに一次審査を行い、上位4者を選定する。審査の結果は、全ての参加者に対し3月7日（金）までに書面で通知する。なお、一次審査の点数は二次審査には持ち越さない。

応募者数が4者以下の場合是一次審査を省略し、全ての参加者を対象に二次審査を行う。この場合も、全ての参加者に対し3月7日（金）までに書面で通知する。

(4) 一次審査通過者による企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書【原本1部、コピー8部】

・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、同種業務受注実績を明記すること。また、委託事業の実施にあたり県が提供する必要のあるデータの種類及びその提供方法についても具体的に記載すること。

・提出する企画案は、1案のみとする。

・書式はA4判、両面印刷、15枚以内（表紙は除く）とし、ページ番号を挿入する。

イ 会社概要（既存のもの）【1部】

ウ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー8部】

・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

・内訳は、税抜き表示を基本とする。

エ 誓約書【1部】

・別紙4により提出すること。

③ 提出先

下記13を参照

④ 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) プレゼンテーション審査（ヒアリング）

日 時：令和7年3月21日（金）

具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

方 法：オンライン

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① 各社の審査順は、企画提案競技参加申込書（別紙2）及び実績調査票（別紙3）の提出順とする。
- ② プレゼンテーションは、1社当たり、説明25分質疑15分とする。

(6) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙5）を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、事前説明会参加者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(7) 二次審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・事業対象市町村の特定健診実施スケジュールに合わせた事業が実施できるよう、計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ・データを活用した対象者の選定や分類の考え方が含まれた提案となっているか。
- ・勸奨通知物（メッセージ）には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。また、見やすく分かりやすいデザインであり、実施率向上に効果的

なものになっているか。

- ・効果分析について、項目や内容は適切なものになっているか。また、改善策の提示が期待できる提案となっているか。

② 独自性

- ・本県の課題に即し、事業者ならではの強みを生かした、実施率向上に資する独自の取組があるか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。
- ・情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。
- ・提案価格に優位性はあるか（ $1 - \text{提案金額} / \text{契約上限額}$ ）×配点。

※小数点以下切り捨て

⑤ 実績

- ・都道府県又は国保連合会単位での同種の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。
- ・市町村単位での同種の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。

(8) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点が満点の6割に達したときは、受託候補者として選定する。

(9) 審査の通知

令和7年3月24日（月）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(10) 当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(11) (10) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
  
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

## 11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

## 12 留意事項

本件企画提案競技については、宮崎県の令和 7 年度当初予算が議決となり、4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに効力を生じる。この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。

なお、この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

## 13 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所  
〒880-8501  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 担 当  
宮崎県福祉保健部国民健康保険課 運営担当
- (3) 連絡先  
電話番号：0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 8  
ファックス番号：0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 0 9  
メールアドレス：kokuho@pref.miyazaki.lg.jp